

八尾市立埋蔵文化財調査センター条例施行規則

平成 17 年 10 月 21 日教育委員会規則第 16 号

改正

平成 20 年 5 月 23 日教委規則第 10 号

平成 22 年 12 月 24 日教委規則第 8 号

八尾市立埋蔵文化財調査センター条例施行規則(平成 8 年八尾市教育委員会規則第 10 号)の全部を改正する。

八尾市立埋蔵文化財調査センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八尾市立埋蔵文化財調査センター条例(平成 8 年八尾市条例第 26 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの申請及び許可)

第 2 条 条例第 4 条の 5 の規定による資料の貸出しの許可を受けようとするものは、埋蔵文化財等貸出許可申請書(様式第 1 号)を条例第 4 条の 11 に規定する指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請があった場合において当該申請者が次の各号の 1 に該当し、かつ、当該貸出しが八尾市立埋蔵文化財調査センターの業務に支障がないと認められるときは貸出しを許可することができる。

(1) 国又は地方公共団体が設置する博物館、美術館、資料館又はこれらに類する施設であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか八尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が適当と認めるとき。

3 指定管理者は、前項の規定により貸出しを許可したときは、埋蔵文化財等貸出許可書(様式第 2 号)を交付する。

(閲覧の申請及び許可)

第 3 条 条例第 4 条の 5 の規定による資料の閲覧の許可を受けようとするものは、埋蔵文化財等閲覧申請書(様式第 3 号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の埋蔵文化財等閲覧申請書を受理したときは、その内容を審査し、許可したときは、埋蔵文化財等閲覧許可書(様式第 4 号)を交付する。

(撮影等の申請及び許可)

第 4 条 条例第 4 条の 6 の規定による資料に係る撮影等の許可を受けようとするものは、撮影等許可申請書(様式第 5 号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、許可したときは、撮影等許可書(様式第 6 号)を交付する。

(許可の制限)

第 5 条 指定管理者は、次の各号の 1 に該当するときは、貸出し、閲覧及び撮影等(以下この条において「貸出し等」という。)を許可しないものとする。

(1) 貸出し等の目的物が写真原版及び調査記録の原本のとき。

(2) 貸出し等をするにより資料の保存に悪影響が生じると認められるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか教育委員会において支障があると認められるとき。

(撮影等の料金の免除)

第 6 条 条例第 4 条の 9 の規定による撮影等の料金の免除は、次の各号の 1 に該当する場合に行うものとする。

(1) 国又は地方公共団体が設置する博物館、美術館、資料館又はこれらに類する施設の職員が調査、研究のために利用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか教育委員会が適当と認めたとき。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 5 月 23 日教委規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行し、第 1 条から第 28 条までの規定による改正後の各規則の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 12 月 24 日教委規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

埋蔵文化財等貸出許可申請書

年 月 日

(あて先)

申請者 住 所
氏 名 ④
(法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

次のとおり埋蔵文化財等の貸出しを受けたいので申請します。

品 名	点 数	備 考
目 的		
使 用 場 所		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
輸 送 方 法		
担 当 責 任 者		
そ の 他		

第 号

埋蔵文化財等貸出許可書

様

年 月 日付けをもって申請のあった貸出しについては、次のとおり許可する。

年 月 日

印

品 名	点 数	備 考
貸出しの場所		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
許 可 条 件		

埋蔵文化財等閲覧申請書

年 月 日

(あて先)

申請者 住 所
氏 名 ㊟

(法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

次のとおり埋蔵文化財等の閲覧をしたいので申請します。

品 名	点 数	備 考
目 的		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
時 間		
担 当 責 任 者		
そ の 他		

埋蔵文化財等閲覧許可書

様

年 月 日付けをもって申請のあった閲覧については、次のとおり許可する。

年 月 日

印

品 名	点 数	備 考
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
閲 覧 場 所		
閲 覧 時 間		
許 可 条 件		

撮 影 等 許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先)

申請者 住 所
氏 名 ㊟
(法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

次のとおり埋蔵文化財等の撮影等を行いたいので申請します。

方 法	撮影	模写	模造	その他 ()
品名及び点数				
	(計 点)			
目的又は用途				
	掲載の有無 ()			
希 望 日 時	年	月	日	時 分から 時 分まで 時間 分
備 考				

注 「方法」欄には、該当する事項を○で囲むこと。

撮 影 等 許 可 書

様

年 月 日付けをもって申請のあった撮影等については、次のとおり許可する。

年 月 日

㊞

方 法	撮影	模写	模造	その他（ ）
品名及び点数				
	(計 点)			
目的又は用途				
	掲載の有無（ ）			
希 望 日 時	年	月	日	時 分から 時 分まで 時間 分
備 考				

注 「方法」欄には、該当する事項を○で囲むこと。